

京都市訓令甲第 21 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条中「規定する局長」の右に「、担当局長（観光政策監を含む。以下同じ。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「局長は」を「局長及び担当局長は」に、「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長（以下「組織・人事担当局長」という。）」に改める。

別表第 1 局長の項専決者の欄中「局長」の右に「及び担当局長（環境政策局業務改善担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）」を加え、同項第 3 号中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改め、同項第 14 号中「10,000,000 円」を「50,000,000 円」に改め、同項第 18 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）」に改め、同項第 19 号中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同項第 37 号を削り、同項中第 38 号を第 37 号とし、第 39 号から第 41 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項中「庶務担当部の部長及び庶務担当室の」を「局の庶務を担当する部長及び」に改め、同項第 1 号中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第 1 工事担当部の部長並びに工事担当室の室長及び部長の項中「工事担当部の部長並びに工事担当室の室長及び部長」を「工事を担当する部長及び室長」に改める。

別表第 1 部長及び室長の項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 市長祝辞、式辞、賞状等の作成に関すること。

別表第1 担当部長及び企画部長の項中「企画部長」を「京都創生推進部長」に改める。

別表第1 庶務担当課の課長の項中「庶務担当課の」を「局の庶務を担当する」に改め、同項第1号中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改め、同項第15号及び第17号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第1 工事担当課の課長及び工事担当室の工事を担当する担当課長の項中「工事担当課の課長及び工事担当室の」を削り、「担当する」の右に「課長及び」を加える。

別表第1 課長、庶務を担当する副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項中「庶務を担当する副室長」を「副室長」に改める。

別表第1 担当課長、情報企画担当課長及び課を置かない室に置く課長の項中「情報企画担当課長」を削る。

別表第1 庶務担当課の係長（担当課長補佐及び担当係長を含む。）の項中「庶務担当課」の右に「及び庶務担当室」を加える。

別表第2 広報課長の項を次のように改める。

環境政策局長	(1) 廃棄物の収集及び運搬に係る経費の支出決定に関すること。 (2) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。
環境政策局業務改善担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
環境企画部長	(1) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条による一般廃棄物処理手数料の減免に関すること。

	(2) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。
まち美化推進課長	(1) 所管自動車に係る自動車損害共済委託契約に関すること。
適正処理施設部長	(1) 魚粉その他飼料の売却決定及び契約に関すること。
行財政局長	(1) 人材活性化政策監の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 (2) 人材活性化政策監の3日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。 (3) 人材活性化政策監に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)第5条による許可に関すること。 (4) 人材活性化政策監に係る規則第7条による承認に関すること。 (5) 訴訟費に係る経費の支出決定に関すること。
総務部長	(1) 1件3,000,000円以下の訴訟費に係る経費の支出決定に関すること。
総務課長	(1) 日直及び宿直に関すること。
総務事務センター準備課長	(1) 単価契約物品集中購買制度により取り扱う用品の種類の指定及び払出価格の決定に関すること。 (2) 水道、ガス、電気及び電話の料金の支出決定及びこれらに係る支出命令に関すること。

別表第2総務局長の項中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改め、同項第3

号中「広報監、地球環境政策監」を「地球環境政策監、広報監」に改め、「人材活性化政策監、服務監、観光政策監」を削り、「局長及び区長」を「局長（行財政局長を除く。）、区長及び担当区長」に、「次号から第6号まで及び第9号」を「以下この項」に改め、同項第5号中「次号」を「以下この項」に改め、同項第9号中「技監及び」を削り、同項第13号を削る。

別表第2総務部長の項及び総務課長の項を削る。

別表第2理財局長の項中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第2財務部長の項中「財務部長」を「財政部長」に改め、同項第5号及び第6号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第2主計課長の項中「主計課長」を「財政課長」に改める。

別表第2財産監理課長の項中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改める。

別表第2調度課長の項中「調度課長」を「契約課長」に改め、同項第1号及び第2号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第2主税課長の項中「主税課長」を「税制課長」に改める。

別表第2環境局長の項を次のように改める。

広報課長	(1) 広報紙の発行に関すること。
	(2) ラジオ、テレビ等による広報に関すること。

別表第2環境企画部長の項から適正処理施設部長の項までを削る。

別表第2文化市民局長の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定額給付金の支出決定に関すること。

別表第2商工部長の項中「商工部長」を「産業振興室長」に改め、同項の次に次の2項を加える。

伝統産業課 長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。
観光企画課 長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。

別表第2 観光振興課長の項第1号を同項第2項とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。

別表第2 保健福祉局長の項第8号を同項第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 子育て応援特別手当の支出決定に関すること。

別表第2 生活福祉部長の項第2号中「対する」の右に「委託料及び」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第2 保険年金課長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局 子育て支援 担当局長	(1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約に関すること。 (2) 児童福祉法による補助金の支出決定及び返還命令に関すること。
------------------------	--

別表第2 長寿社会部長の項第2号中「次号」を「以下この項」に改め、同項第5号中「対する」の右に「委託料及び」を加える。

別表第2 介護保険課長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局 保健衛生担 当局長	(1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約に関すること。
-----------------------	---

別表第2保健衛生推進室部長の項第2号中「、国民健康保険団体連合会及び日本鉄道共済組合」を「及び国民健康保険団体連合会」に改める。

別表第2都市計画局長の項第1号中「、建築監視員及び住宅監理員」を「及び建築監視員」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項の次に次の1項を加える。

都市計画局 建築技術担当 当局長	(1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。
	(2) 1件80,000,000円未満の工事監理委託の決定に関すること。
	(3) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。
	(4) 前3号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。
	(5) 前各号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第2工務監理課長の項の次に次の1項を加える。

都市計画局 住宅政策担当 当局長	(1) 住宅監理員の命免に関すること。
	(2) 市営住宅建替事業等の実施に伴う入居者の移転及びこれに伴う1件80,000,000円未満の移転料等の支出決定に関すること。
	(3) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。

別表第2道路河川管理課長の項第2号及び第4号中「許可で、電柱、水道管、ガス
管等に係るもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)